

平成27年度第1回埼玉県環境審議会議事録

招集の期日	平成27年8月21日（金）		
開催の場所	あけぼのビル501会議室（さいたま市内）		
開閉の日時	開会	8月21日	午後2時00分
	閉会	8月21日	午後3時33分
出席状況	別紙のとおり		
概 要			
<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>（1）諮問事項 埼玉県環境影響評価条例の一部改正（案）について</p> <p>（2）議決事項 環境審議会部会の設置について（案）</p> <p>（3）報告事項 環境基本計画の進捗状況について</p> <p>（4）その他</p> <p>3 閉 会</p>			

## 別紙

### 出席状況

委員数 20人

出席委員 15人

大塚晃弘	(公財)中央温泉研究所研究員
小野雄策	日本工業大学教授
小口千明	埼玉大学准教授
小堀洋美	東京都市大学教授
吉田徳久	早稲田大学大学院教授
渡邊美知子	埼玉県女性薬剤師会会長
池田敦子	埼玉県生態系保護協会越谷支部
滝澤玲子	埼玉県生活協同組合連合会常務理事
菱沼要治郎	(一社)埼玉県猟友会会長
武内政文	埼玉県議会議員
神尾高善	埼玉県議会議員
江原久美子	埼玉県議会議員
新井雄啓	越生町長
鈴木英善	公募委員
丸山瑞子	公募委員

欠席委員 5人

関口和彦	埼玉大学大学院准教授
畠山史郎	東京農工大学大学院教授
松浦麻里沙	弁護士
栗原裕子	埼玉県商工会議所女性会連合会会長
矢作俊信	埼玉県農業協同組合中央会専務理事

## 第1回 埼玉県環境審議会

平成27年8月21日（金）

午後2時00分 開会

○司会（森田） 皆様、大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

私は、本日の司会を担当させていただきます埼玉県環境部環境政策課の副課長の森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。この後の進行は、恐れ入ります、座って進行させていただきます。

開会の前に、本日お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、事前にお送りをさせていただいたものに加えまして、本日、机上に配布しております。A4の1枚、座席表。同じくA4、1枚の名簿でございます。それに、A4両面刷りになっております当審議会の規則でございます。それと、印刷物、冊子でございます、本県の環境基本計画でございます。資料の不足等がございましたら、事務局までお申し出くださいますようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから平成27年度第1回埼玉県環境審議会を開会いたします。

初めに、埼玉県環境審議会委員の交代がございましたので、御紹介させていただきます。

埼玉県議会選出の3名の委員が辞任されたことに伴いまして、新たに3名の委員が任命されましたので、御紹介をさせていただきます。

埼玉県議会議員の武内政文様でございます。

○武内委員 よろしくお祈いします。

○司会（森田） 同じく、埼玉県議会議員の神尾高善様でございます。

○神尾委員 よろしくお祈いします。

○司会（森田） 同じく、埼玉県議会議員の江原久美子様でございます。

○江原委員 よろしくお祈いします。

○司会（森田） ありがとうございます。

なお、本日欠席されておりますが、埼玉県商工会議所選出の委員が辞任されたことに伴いまして、新たに同会議所女性会連合会会長の栗原裕子様任命されておりますので、御紹介をさせていただきます。

ここで、開会に当たりまして、環境部長の半田より御挨拶申し上げます。

○半田環境部長 皆さん、こんにちは。環境部長の半田でございます。

本日は、平成27年度第1回目の環境審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、また盆を過ぎて多少は涼しくなりましたが、暑い中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、当環境審議会での御指導はもとより、それぞれのお立場におかれまして県の環境行政に多大なる御理解、御協力、御指導をいただいておりますことを、この場をお借

りいたしまして重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、御案内のとおり、この環境審議会は知事の諮問に基づきまして、環境に関する基本的事項等を調査、審議いただく知事の諮問機関でございます。諮問事項以外にも、あらかじめ審議会の意見をお伺いしたい場合、協議事項ということで附議させていただいております。そのほか、環境行政を進めるに当たっての重要事項につきまして、審議会に報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

早速となりますけれども、本日御審議いただきますのは諮問事項が1件、議決事項が1件、報告事項が1件でございます。諮問事項は、埼玉県環境影響評価条例の一部改正（案）についてでございます。

環境影響評価とは、大規模開発事業が環境に与える影響について、事業実施前に事業者自らが調査、予測、評価し、これを公表するとともに、地域住民等から意見を聞き、これを事業計画に反映させることで公害防止や環境保全を図る制度でございます。環境アセスメントとも言われております。

今回、環境影響評価法が改正されたことに伴いまして、埼玉県環境影響評価条例の改正を行おうとするものでございます。

議決事項におきましては、環境審議会部会の設置（案）でございます。埼玉県環境基本計画につきましては、本県全体の環境政策の基本となる計画でございます。およそ1年半をこれからかけて改定してまいりたいと考えております。この計画の改定に当たりましては、本審議会に計画を調査、審議する部会を設置しようとするものでございます。

報告事項につきましては、埼玉県環境基本計画の進捗状況についてでございます。計画の実効性を確保するため、指標の達成状況の把握及び評価を行い、その結果をフィードバックする環境マネジメントサイクルに基づきまして取組を進めていくこととしております。

本日は、平成26年度における指標の達成状況と評価がまとまりましたので、御報告をさせていただきます。どうか忌憚のない御意見、御審議をお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（森田） ありがとうございます。

本年度、第1回の審議会でございますので、環境部の組織体制を御紹介させていただきます。

平成27年度の組織体制でございますが、本庁が8課、地域機関でございます環境管理事務所7か所、環境科学国際センター及び環境整備センターの9か所となっております。

引き続きまして、本日出席をしております環境部の幹部職員をご紹介します。

先ほどご挨拶申し上げました環境部長の半田でございます。

○半田環境部長 よろしく願いいたします。

○司会（森田） 環境部副部長の大久保でございます。

○大久保環境部副部長 大久保です。よろしく申し上げます。

○司会（森田） 環境政策課長の山野でございます。

○山野環境政策課長 よろしく願いいたします。

- 司会（森田） 温暖化対策課長の安藤でございます。
- 安藤温暖化対策課長 よろしくお願ひします。
- 司会（森田） 大気環境課長の水井でございます。
- 水井大気環境課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） 水環境課長の葛西でございます。
- 葛西水環境課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） 資源循環推進課長の豊田でございます。
- 豊田資源循環推進課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（森田） みどり自然課長の野口でございます。
- 野口みどり自然課長 よろしくお願ひします。
- 司会（森田） 幹部職員の紹介につきましては、以上でございます。

また、本日は関係者といたしまして国土交通省関東地方整備局企画部環境調整官、佐伯良知様に御出席をいただいております。

本日の会議は、委員数20名のうち15名の委員の出席をいただいております。埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を吉田会長にお願いしたいと存じます。

吉田会長、よろしくお願ひいたします。

- 吉田会長 吉田でございます。

それでは、これから議事に入りたいと思います。以降の進行、私がさせていただきますが、まず会議の公開についてお諮りをいたします。

審議会は、原則として公開することとされております。審議事項等を考慮いたしましても、本日のこの会議を公開することに問題ないと思われませんが、いかがでございましょう。よろしゅうございませうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 吉田会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議の公開を認めます。

本日、傍聴者はいらっしゃいますか。

- 事務局 本日は、傍聴者いらっしゃいません。

- 吉田会長 そうですか。

それでは、先に進めさせていただきます。

次に、埼玉県環境審議会規則第10条の第2項によります、本日の議事録の署名委員お二人を私から指名させていただきたいと思ひます。本日の署名委員として、渡邊委員と丸山委員にお願いをいたしたいんでございますが、お願いできますか、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

それでは、議事次第に従ひまして議事進行を進めてまいります。本日の議事は先ほど半田部長から御紹介もございましたように、諮問事項が1件、議決事項が1件、報告事項が1件の計3件になつ

ております。

まず、諮問事項でございますが、諮問事項は埼玉県環境影響評価条例の一部改正（案）についてでございます。

この諮問事項につきましては、本日、答申をまとめるという方向で進めさせていただきたいと思っておりますが、それでは県のほうから内容について御説明をお願いいたしたいと思っております。

○山野環境政策課長 では、御説明をさせていただきます。

諮問事項1の埼玉県環境影響評価条例の一部改正についてでございます。資料の諮問事項1を御覧いただきたいと存じます。

まず、1の趣旨でございます。

環境影響評価、いわゆるアセスについて規定いたしました環境影響評価法が改正されまして、平成27年6月からアセスを対象に放射性物質による環境への影響を含めることとされました。これに伴いまして、埼玉県環境影響評価条例についても同様の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、条例において放射性物質による環境への影響をアセスの対象外としておりました第38条第1項の規定を削除するものでございます。

次に、3のスケジュールでございますが、本日、環境審議会に諮問させていただいたところでございますが、審議会の答申をいただくことができましたならば、改正条例案を県議会へ提出する予定でございます。

資料の一番下になりますが、参考として掲げております環境影響評価法と環境影響評価条例の対応関係につきまして御説明を申し上げます。

資料の左側、国の仕組みにありますとおり、土地区画整理事業を例にとりますと、国のアセスでは面積が100ヘクタール以上の事業を環境影響評価法に基づいてアセスを実施しております。一方、資料の右側、埼玉県の仕組みにありますとおり、埼玉県では国が対象としていない面積が50ヘクタール以上の事業について条例に基づきアセスを実施しております。大まかに言いますと、大きなものは国のアセスがアセス法で評価し、より事業規模の小さなものは県が県の条例で評価するというような役割分担になっております。

国では、環境影響評価法の改正を受けまして、平成27年6月までにアセスの方法を定めました技術ガイドや主務省令の改正を行ったところでございます。

そこで、条例に基づくアセスの方法を具体的に定めました技術指針というものがございまして、こちらにつきましてもその整合を図るために、現在必要な改正を行う作業を進めているところでございます。これにつきましては、アセス制度や放射線の専門家から構成されております環境影響評価技術審議会、いわゆるアセス審議会で検討を進めさせていただいているところでございます。この指針につきましても、アセス審議会の答申をいただいた後に条例施行の日に合わせて施行する予定でございます。

また、条例の改正案につきましては、県民コメントを実施いたしました。資料を1枚めくっていただきまして、資料1-1をご覧いただきたいと存じます。

平成27年7月10日から8月7日までの間、県広報紙やラジオ等で意見募集をいたしましたが、意見

はございませんでした。

以上が環境影響評価条例の一部改正（案）についての説明でございます。よろしく御審議いただきたいと存じます。

○吉田会長 ただいま御説明をいただきました。御意見、または御質問がとおりになる委員の方々、御発言をお願いいたします。

なお、県におかれましては、委員各位からの質問などに対しまして、課長さんだけでなく、適宜、担当の職員の方からもお答えをいただいても結構でございますので、どうかよろしくお願いをいたします。

いかがでございますでしょうか。

小野委員、どうぞ。

○小野委員 国のガイドラインでは、非常に評価軸が一定ではないんですね。まだまだこれからのガイドラインなので、そうすると埼玉県内のいろいろな地域、もしくは大気にしてもそうですけれども、細かなストックデータというか、バックデータが必要になってきます。そういう意味では、バックデータの、これはお願いなんですけれども、汚染事例や事案が出てきたときにバックデータがないと比較対照できないので、その収集を早急に行っていただきたいと。そうしないと、いくらいいガイドラインができて、比較対照ができないんですね。そういう意味では、各地域の土壌にしても大気にしても、底質なんかでもそうですけれども、実際にどれくらいのシーベルトというか、放射能があるのかが必要になってきます。そういう意味で、バックデータの収集をお願いしたいと思います。

○吉田会長 今、小野委員から県内の放射線レベルというんですかね、放射性物質の存在量についてのバックデータを整備しながら、このアセスの審査を円滑に進めるように準備をしていくべきではないかという御趣旨の御発言をいただきましたが、関連してほかの先生も、委員の方々も御意見ございますか。

とりあえず、じゃ県側の御意向をお答えいただけますか。

○半田環境部長 バックデータを十分にということでございます。今までも、それなりにはやってきたつもりでございますけれども、まだまだ十分でないということも十分理解しておりますので、これから委員の皆様方の意見をお聞きしながら、不足している部分についてバックデータの収集に努めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○吉田会長 その辺は、先ほど御説明いただいた環境アセスの技術審議会のほうで、まだ主に御検討をいただくということでよろしいのでしょうか。

○山野環境政策課長 そのとおりでございます。

現在、埼玉県内の状況というのを申し上げますと、現在、24か所で職員が実際に測り、あるいは6か所で定点観測ということで常に365日、24時間観測をしています。これの結果ですが、例えば所沢市では0.024マイクロシーベルトということで、通常基準とされます0.23の10分の1くらいでございます。現在、先ほど申しましたような様々な場所で観測をしておりますが、基準を超えるようなデータは今現在のところ出てきておりません。よく三郷が高いと言われるんですが、三郷では0.10マイクロシーベルト。0.23というのが1つのポイントになっておりますので、それから比べても半分くらい

ということでございます。ある程度、第一原発の影響というものは収束に向かっているというふうには考えているところでございます。

なお、個々の事業ごとに放射性物質を評価対象にするかどうかにつきましては、まず最初に事業者のほうで第一次的に判断をいたします。それにつきまして審議会等で意見を伺う、あるいは地元市町村、あるいは住民の方々からご意見をいただいて、必要があれば、評価項目に入れてくださいというような形で意見を言うというような仕組みになってございます。

以上でございます。

○吉田会長 小野委員、いかがでございますか。

○小野委員 高いというわけではなくて、国の指針が0.23マイクロシーベルトというのが基準で、そうすると年間1ミリ、自然曝露を含めて年間1ミリになるということで0.23を目標に下さいということで、高いわけではないので、その辺はちょっと間違えないようにしたほうがいいのと。

もう一つは、特定廃棄物や何かを市町村が抱えています。色んな焼却灰、その他。この辺はアセスには引っかけられないんですけども、実際にはアセスが施行されると、そういう小さなストックの場合も地方自治体に細かなアセスをやっぴり住民というのは要求してきますので、そういう意味ではアセスに関連しないとか、関連はするんですけども、それに附属した施設、特に廃棄物、特定廃棄物は特にそうですけれども、特措法でいう特定廃棄物関連の放射能の高い、8,000ベクレルから10万ベクレルまでの廃棄物の周辺環境への影響というのは要求されてくると思います。そういうものに対しても、やっぴり地方自治体ですから、丁寧に説明できるような体制を組んでいただきたいなと思います。

○吉田会長 今、小野委員から御発言があったことは、かなり専門的な領域に属しますので、ちょっと先生、御説明をいただけますか。

○小野委員 焼却灰、今余り問題になりませんが、焼却灰や飛灰には放射能が濃縮されて、実際に8,000ベクレルという基準を超えてしまう、もしくは10万ベクレル以上になったところもあるんですけども、特定廃棄物という国の基準がありまして、それは8,000ベクレルを超えて10万ベクレル以下というのが特定廃棄物になって、これの扱いは特定廃棄物として管理下さいと。8,000ベクレル以下は通常の埋め立てを行ってもいいですよと、8,000ベクレルを超えて10万ベクレル以下のものについては処理をしながら管理型に埋め下さいという指針なんですけれども、そういう廃棄物が県内にまだ残っています。残っているものに対して、例えばこういうアセス条例ができ上がると住民、もともと廃棄物のほうで管理されて、そういうガイドラインが廃棄物で幾つもでき上がって管理されているんですけども、アセスを求める声はずい出てきます。やっぴりそういう意味では、ミニアセスではないですけども、周辺環境への影響というのをきちんと把握して、説明できるような体制を組んでいただきたいということです。

○吉田会長 小野先生に御説明をいただきました。アセスと規制法との関係の整理というのは非常にわかりにくい。通常、大気汚染防止法があり、水質汚濁防止法があり、廃棄物処理法があって、それぞれの中で基準が決まっているわけでございますね。東日本大震災の福島第一原発以降、特に大量の放射性廃棄物が出てきているものですから、それに対しては特別措置法が用意されて安全管理のため

のルールができていくわけです。

それなら、それでいいではないかということになるんですが、アセスメントというのはそれとはまた別の観点から環境への影響を評価する。新しい事業を行うときに、その開発事業に伴って新たに大気汚染が生じたり、水質汚濁が生じるのと同じように、新たに放射性物質による汚染も生ずるのではないかということを考えなきゃいけない。そういうことがないように、つまり好ましくない、看過できない影響が発生しないように、未然に環境保全措置を講ずる手段というのが環境アセスメントであるわけです。

このたびの環境影響評価条例の改正というのは、先ほど資料の諮問事項の1-1の内容にあったように、適用除外されていて、今までは放射性物質による汚染はアセスメントの中で考慮しなくてもよいということになっていたわけですが、その規定を削除するということですから、これからは考慮しなくちゃいけないということになるわけです。その考慮しなくちゃいけない事情というのは、どういふことがあり得るかという、1つは小野先生が今おっしゃってくださったように、東日本大震災に伴う福島第一原発の事故に伴う環境中に拡散した放射性物質による汚染を拡散するかもしれない、開発事業によって拡散するかもしれないというのが1つであります。

それから、観念的にはそれ以外にも自然的な放射性物質の汚染というものもないわけではないわけですから、何かにつけてその可能性、蓋然性がある事業計画に対しては、放射性物質による好ましくない影響が発生しないように措置をしていく、未然防止の対策としてしていくというのが今後の改正された後のアセス条例の運用になっていくんだろうと思っているわけです。

その中で、今先生御指摘になったのは、県内にもかなり高濃度に汚染された廃棄物があるはずですから、しかも条例の対象事業の中に廃棄物焼却施設も入ったりしているわけですから、その放射性物質による汚染が好ましくない状況に達しないように、未然防止措置をしつつ、調査、予測、評価をするということになっていく。その観点からの、今の先生の御指摘があったわけで、ちょっと私のほうで解説をさせていただきました。

いかがでございましょうか。

どうぞ、小堀委員。

○小堀委員 この一部の改正案の別紙の1ページの調査、予測、評価の手法という部分の予測のところの丸印の一番目ですが、これでいいのか懸念を持っております。読ませていただきますと、講じようとする方法、環境保全措置を踏まえ、保全対象において放射線の量が上昇しないか類似事例またはその地形に基づいて定性的に予測をすると記述されております。しかし、本来は定性的ではなく、定量的に評価するべきではないかと考えます。

先ほども、放射能のバックグラウンドのデータを予測するときに、きちんと測っておくことが重要だと小野委員からの御指摘がありましたが、これもやっぱり定量的な数値データだと思います。定性的な予測だけでは実際にアセスをするのは困難ではないかという懸念を持っておりまして、定性的に予測するとは具体的に何をするのか、御質問させていただきたいと思っております。

○吉田会長 その辺、いかがですかね、環境政策課長。

○山野環境政策課長 これは国も同じような方法でございまして、アセスにつきましては、そこが今何

マイクロシーベルトかということも、もちろん大切なんですけれども、それとは別の観点から、その事業による放射性物質による影響を抑えるための措置を取ることで影響を抑えることができるかということに着目しております。何マイクロシーベルトというようなことで、数値とかを探るというよりも、その事業の個々の性質に応じて、講じる措置が影響を抑えることができるのかを、定性的に予測し、放射線量の上昇が抑えられているか、評価をしていくという考え方でございまして、一応国のほうの考え方とこれは歩調を合わせさせていただいたというところでございます。

○小堀委員 内容がすごくわかりにくいですね。私のような多分誤解、懸念を持つ方がいらっしゃると思いますので、県の新しいアセスの条例をつくるわけですから、国交省の方もおいでになります、私はすべて国の方針に従う必要はなく、わかりやすい表現、誤解のない表現にするのが望ましいと思います。今のお話伺いますと、定性的ということが問題ではなくて、削減策まで考えることと理解をいたしました。これも施行は今年の10月で時間的余裕がないかと思いますが、誤解のない表現にするのは極めて大事であると思っています。

○吉田会長 国の方針だと言ってしまうだけではなくて、現実的な場面にぶち当たったときにですね、必ず定性的である必要があるかというところですね。定性的であっても判断ができる場合もあると思います。その辺は、国の考え方がなぜここが特別に定性的なのかというのは、どうお考えになりますかね。今の科学的な知見から言って、定量的に評価をするのは逐一は不可能であるという考え方があるのかどうかということですね。あるいは、もっと具体的な事例として、こういう事例を考えたときには、それは定性的でも十分評価にかなうよと、評価は十分できますよというような説明をいただけませんか。

○山野環境政策課長 この点につきましては、実はアセス審議会のほうで今検討させていただいているところでございますので、ここで私のほうから見解を述べるというよりも、皆様方からいただきましたご意見をアセス審議会の委員の先生方のほうに伝えて、そこでもう一度よくもんでいただくというような形で対応させていただきたいというふうに考えております。

○吉田会長 そうしましょうかね。小堀委員の御発言と、小野先生、それについて。

○小野委員 実際に、国のガイドラインそのもの自体に環境基準という設定がなされていないんですよ、放射能が。そのために、評価軸がないんですよ。評価軸は、それぞれの食品だったら食品の水は幾つ、食品は幾つで、安全を担保しましょうというレベルにやっときたと。そのための本当の環境基準じゃないですけども、放射能については環境基準は設定されていません。

そうすると、アセスそのものは環境基準を対象にして白黒はっきりさせるような方向にあるわけですけども、放射能に関してはないので、さっき私が言ったのはバックグラウンドデータをきちんと取って、それに対してバックグラウンドの何倍だから、例えば3倍ですよと、10倍ですよといった場合に、それらのデータをもとに対策を講じることが今現在の技術レベルだと思います。

そうすると、現在の技術レベルに合わせて環境をクリアにしていくためには、先ほど小堀委員がおっしゃったように定量的な観点からバックグラウンドをきちんと見直して、それに対してどれくらいの濃度で高いのか低いのかということに基づいて環境をセーブしていくというのが現在の技術レベルではないかという気はいたします。

○吉田会長 ありがとうございます。

ここは審議会ですので、技術的なことを逐一個別事例でお話を進めていくというわけにもまいりませんので、基本的考え方として先ほど政策課長からお話がありました技術審議会に対して、今検討が進んでいるそうですから、技術審議会に対して当審議会からの御意見といたしますか、要望を出すというような形でまとめて、ひとついきたいかなと思っています。まだほかにも御意見があるかと思えます。これだけじゃありませんけれども。

そういう点で、小野先生から、先ほどから御発言がございましたようにバックグラウンドを明確にしておく、県内の標準をつくるということは、これは定量的な議論であります。国のほうは、必ずしも定量的に全てがクリアになるものではないということで定性的という表現をしているのであれば、変な話ですが、言葉の遊びみたいなことだと半定量的という言葉がございました。必ずしも100%定量化はされないけれども、定量的な思考も加えながら定性的な判断とまぜ合わせて最適な判断をなさいたいという言い方もあるかと思えます。

ですから、これは最後に決定したいと思いますが、今技術審議会のほうで進んでおられる議論の中で、できるだけ定量が可能な範囲で定量化もする努力をしながら、県民にわかりやすくアセスメントの成果が公表されるように努力をしていけるような措置を講じてもらえるような、遵守してもらえるような指針をつくっていただきたいという要望を出すことが1つアイデアだなと思っております。

ちょっと、とりあえずそのくらいにしておいて、ほかの御意見もあろうかと思えますので、ほかの委員の方々からの御発言も求めたいと思えますが、よろしゅうございますか。小堀委員、よろしゅうございますか。

○小堀委員 はい。

○吉田会長 いかがでございましょうか。

○小口委員 埼玉大学の小口と申します。

先ほどの人工的なといいますか、廃棄物等の汚染の説明に関して、放射線量値の測定の現状で濃縮したという報告の記憶があります。ですから、バックグラウンドデータをとる場所とか、今後についても、測定値をとる場所の状況をきちんと押さえておかないと、解釈に迷うことがあろうかと思えますので、そのあたりも含めて技術審議会のほうで検討していただければと思っております。

例えば、土壌中の粘土や河底に堆積している泥などに吸着していてそこから空間に出ていく放射性物質があります。私もちょっとそういう類の測定をした経験があります。バックグラウンドデータの倍くらいの数値になることがよくあります。

あとは、吸着していたものが水分移動とともに濃縮して値が上がったりしますから、そうすると測定結果がいいのか悪いのか、必ずしもその数値ではわからないのかなとも考えます。また、こけも水分を保持した状態にありますから、値が上がってくるケースがあると思えます。

今あちらこちらで線量値の測定をやっておりますので、実際レベルが上がったときにどのような場所でどうなんだという基本的なところを押さえていくというのが必要、むしろやるべきかなと思えます。

○吉田会長 今の小口先生の御意見は、バックグラウンドデータの整備に当たって、放射性物質の環

境中への挙動であるとか、挙動特性であるとか、あるいは地域の代表性、あるいは時間的変動というものを十分加味して適切にバックグラウンドデータを整備していただきたいということだと思いますが、それでよろしゅうございますか。ありがとうございました。

そのほかはいかがでございましょうか。

池田委員、どうぞ。

○池田委員 池田と申します。丁寧な説明ありがとうございました。

初歩的なことで失礼なんですけれども、先ほどバックデータのお話が一番最初に出た時点で、現在県のほうで24か所観測地点、職員が観測している地点があって、そのほかに6か所、定点観測をしているというお話があったんですけれども、これらの場所の選ばれた基準のようなものはあるのでしょうか、あれば教えていただければと思います。

○山野環境政策課長 すみません、まず今6か所と24か所の話を申し上げましたけれども、それは県のほうで一般的に監視をしているということでございます。例えば下水の高レベルの汚泥があるような場所であれば、当然その管理者がその放射性物質を含む汚泥等を管理しているということでございます。あるいは各市町村においても除染の計画を管理してございます。今事業をやるようとする土地で、その近くに過去において高レベルの経緯があったというようなことについては、各市町村等で把握しているということございまして、決して先ほど申しました6か所と24か所が全てではございません。その事業をやるようとしたときに、その土地が持っている今までの経緯でありますとか、自然の放射性物質もあろうかと思えます。そういったものも含めてアセス対象として放射性物質の影響を個々に判断していくということでございます。

なお、6か所と24か所ということで、県のほうで定点観測なり職員の観測なりをしているところでございますけれども、これについては県内なるべく多くの場所で、小中学校とか高校の施設を使いましてバランスよくそれを計測するというところでございます。そういう形で選ばせていただいたところでございます。

○吉田会長 そのほかいかがでございましょうか。

大塚委員。

○大塚委員 資料別紙の「調査、予測及び評価の手法等」の調査欄に記載されている「必要に応じて現地調査を行う」というのは、先ほどから委員の方々からも御指摘あったように、現地調査とはモニタリングを主体にやっていくということでしょうか、それが1つと。

あと、そういった調査結果を踏まえて、アセスのほうで今回の改正も踏まえての対象事業・規模等も今後変わっていくということもあるのでしょうか、すみません、ちょっと今回の諮問事項と少し違うかもしれませんが、その辺が気になりました。

○山野環境政策課長 御指摘の点でございますけれども、基本的には空間の放射線量を測定をしていくということございまして、その測定をして、それが逆に減るのか、天地返しのような形の工事を行うことによって減る場合もあるのかもしれませんが、また拡散をしていくということもあろうかというふうに思っております。基本的には、放射線量の変化を見ていくということになるかと思いません。

○吉田会長 そのほかいかがでございますか。よろしゅうございますか。

それでは、基本的に国の流れでもございますし、これまで環境の世界から放射性物質による汚染が除外されていたということが、ちょっと言い方難しいですけれども、アブノーマルな状態にあるということで、不幸な事件のきっかけがあったわけですが、いい方向への変更であるというふうに皆さんお考えになってくださると思いますので、条例の改正案自身については御異論がないというふうに思っております。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田会長 その際に、では實際上、改正された後の条例を運用する段階で、的確な判断ができるように、小野委員から冒頭からお話もございましたように、バックデータをきちんと整えて適切な判断ができるようにサポート材料に下さいという指摘がありました。

それから、小堀先生からもお話もございましたように、必ずしも定性的というふうにこだわらなくて、できるならば定量化も志すべきではないかという意向も含めて、この審議会の委員会の総意として県側を通じて技術審議会に伝えていただくということでよろしゅうございますか。

ちょっと言葉が、私もうまくまとめられないところもありますが、小野先生、何かいいまとめ方があったらお助けください。

○小野委員 非常に放射能の問題はナイーブでデータも少なく、ものすごいデータはあるんです、あるんですけれども、先ほど大塚委員もおっしゃっていたり、いろんな方がおっしゃっていますけれども、局所的なんですね、汚染が非常に局所的で、雨どいなんかは簡単に0.23ぐらいのマイクロシーベルトになってしまいます。それから、花崗岩石なんか0.2ぐらい普通で、花崗岩でできた石像や墓石などもすぐに0.23ぐらいのマイクロシーベルトより高くなってしまふ。それを汚染と言うのかというのもありまして、実際にはそういう局所的な汚染というのも含めてですね、やっぱりもう少しデータをストックしてきちんと環境を評価できるようにしておかないと、間違っただという言い方はちょっとおかしいんですけれども、健全な環境にはなかなかならないので、そういう意味ではもう少しデータをストックされて、それで評価でき、そのときに住民の方に納得してもらえようデータづくりをお願いしたい。単純に放射能アレルギーになってしまわないように、データできちんと説明できる、説明能力の高い県条例にしていきたいというのがお願いです。

○吉田会長 ありがとうございます。

今の小野委員の、どうぞ渡邊委員。

○渡邊委員 この条例の検討されたのが4年もたってから、これから除外するという、その進歩がすごく遅かったんじゃないかなとは思いますが、もう放射線についてはいろいろ当時から調べられていたのはわかります。ただ、お茶がどうのとか、ハウレンソウがどうのとか、小野先生がおっしゃったとおり、そういう局所的なものにならないようにしたいなと、していただきたいなと思うのと。

それから、一番は、これから育つ子供たちへの影響を懸念してのことだと思っておりますので、そちらのほうが健全なものに伝わるような条例と、その取組にしていきたいなと思っております。

○吉田会長 今のお話の4年たってからというご発言ございましたが、これは法制上、国の法律の根本である環境基本法の中です、除外されていたものですから、なかなか県のレベルでは法律を曲

げる形での改正ができなかったということがあります。それが環境基本法が改正され、個別法の改正がどんどん進んで、ようやく、先ほど県からご説明があったように環境アセスメント法も改正がされて適用除外がなくなったということでもありますので、時間の経過はやむを得なかったのだろうというふうには思います。

いずれにしても、今御発言ございましたように、条例改正後のアセスの運用が適切に行われることとなるよう、放射性物質に関するバックデータの整備に努めていただきたい、定量的な予測が可能で妥当な場合には定量的な予測を行うよう努める必要がある、こういう趣旨でよろしゅうございますかね。議事録上の整理は、すみません、事務局のほうにお任せしますが、私が重複してお話ししたり、先生方のご発言でキーワードが少し落ちていたりするかもしれませんが、整理をしていただくことにして、最終的に議事録をまとめるときに、そういう要望つきですね、この条例改正を認めるということで、了承するということをご納得をいただきたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田会長 ありがとうございます。

そうすると、手続的には、お待ちください。諮問事項でございます。埼玉県環境影響評価条例の一部改正（案）について、この答申につきまして皆様のこれまでの御指摘を踏まえて、答申の運びにさせていただきますと思いますが、よろしゅうございますか。要望等の意見つきでまとめさせていただきます。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田会長 文言については、私のほうで事務局と相談をして、また皆様方にも議事録の中で、それが的確に反映されているかどうかチェックをしていただきたいと思います。ありがとうございました。

ちょっと時間が押してしまいましたが、続きまして議決事項、議題の2にまいります。環境審議会部会の設置についての案でございます。これは、環境基本計画の改定に向けて、これから調査、審議をするために部会を設置をしていきたいというご趣旨での理由でございますが、この環境基本計画について初めてごらんになる委員の方もおられましょから、まず本日、環境基本計画の概要を含めて、報告事項であります環境基本計画の推進状況についてご説明を県のほうからいただき、それとあわせて部会設置についての御審議を賜りたいと思います。

それでは、県のほうでよろしく申し上げます。

○山野環境政策課長 それでは、環境基本計画の概要につきまして御説明をさせていただきます。

報告事項1の資料1-1、第4次埼玉県環境基本計画の概要を御覧いただきたいと存じます。

まず、左上の第1、総論の欄を御覧ください。

環境基本計画は、埼玉県環境基本条例の基本理念であります健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を図るために、同条例の第10条に基づきまして、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しているものでございます。平成8年3月に初めて策定させていただきました、平成13年3月、平成19年3月、平成24年7月と見直しを進めてまいったところでございます。

現在の環境基本計画は、平成24年7月に策定をいたしました。基本計画は、計画期間は10年間ですが、5年を目途に見直すこととしております。計画の中では、4つの長期的目標と、その目標達成に向けた18の施策展開の方向を定めております。また、施策展開の方向ごとに37の施策指標を掲げまして、進捗状況を把握することとしております。

下の第2、長期的な目標の欄を御覧いただきたいと存じます。

21世紀の半ばを展望いたしまして、4つの長期的な目標を定めております。1つは、環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくり、2つ目は再生した緑や川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり、3つ目は生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり、4つ目は環境の創造、保全に向けて各主体が取り組む地域社会づくりでございます。

右側の第3、環境の保全と創造に関する施策展開の方向を御覧いただきたいと存じます。

4つの長期的な目標ごとに概要を御説明させていただきます。

まず、循環型社会につきまして、大気環境の保全、資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進など、3つの施策の展開の方向を定めております。主な施策といたしましては、光化学オキシダントや微小粒子状物質対策の推進、廃棄物の適正処理とリサイクルのための施設整備などがございます。

次に、自然共生社会でございます。河川等の保全と再生、緑の保全と再生、生物多様性の保全など4つの施策展開の方向を定めております。主な施策といたしましては、河川等の水質保全や身近な緑の再生の推進、生物多様性保全の全県展開などがございます。

次に、低炭素社会です。地球温暖化対策の総合的推進や再生可能エネルギーの活用など、4つの施策展開の方向を定めております。主な施策といたしましては、埼玉エコタウンの推進や太陽光エネルギーの導入促進などがございます。

次に、地域社会です。環境に配慮した産業・地域づくり、連携・協働による取り組みの拡大など、4つの施策展開の方向を定めております。主な施策といたしましては、企業、学校、市町村と連携した環境保全への取組の推進などがございます。

最後に、放射性物質による環境汚染への対応です。国の動きを注視ながら、放射性物質汚染対象特別措置法に基づきまして監視及び測定体制を強化するなど、適切な対応を図ることとしております。

続きまして、恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、資料1-2を御覧いただきたいと存じます。

18の施策展開の方向ごとに平成28年度における目標値を定めた施策指標を37設定いたしまして、進捗状況を把握することとしております。本日は、37の施策指標により進捗状況を御報告させていただくものでございます。

以上が環境基本計画の概要でございます。

続きまして、報告事項、環境基本計画の進捗状況、こちらを御報告させていただきます。

恐れ入りますが、報告事項1、平成26年度における環境基本計画の進捗状況の資料を御覧いただきたいと存じます。

まず、37の施策指標については順調に推移している指標を○、計画策定時より改善している指標を△、計画策定時より改善していない指標を×といたしました。また、それらの施策指標の達成状況

をもとにいたしまして、18の施策展開の方向ごとの進捗状況についても整理をいたしております。施策展開の方向ごとに、順調に推移している指標はA、計画策定時より改善している指標はB、計画策定時より改善していない指標はCといたしました。

施策指標の進捗状況でございます。平成26年度の実績では、37の施策指標のうち順調に推移している指標が24指標、率にいたしますと64.9%でございます。計画時より改善している指標が10指標、27.0%、計画策定時より改善していない指標が3指標、8.1%という状況でございます。

施策展開の方向ごとの進捗状況の評価でございます。18の施策展開の方向のうち、順調に推移している施策は8、計画策定時より改善している施策は10、計画策定時より改善していない施策はございません。計画策定時より改善していない指標が3指標ございましたので、これらの状況について対応を説明させていただきます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、1ページを御覧いただきたいと存じます。

1つ目の指標は、1ページの真ん中、2、工業用水域、地下水及び土壌の汚染防止に係る指標のうち、2番目の全国水質ワースト5河川（国土交通省直轄管理区間）でございます。この指標は、全国水質ワースト5河川に平成22年は綾瀬川と中川が入ってございましたが、それを平成28年までに該当なしとすることを目標としたものでございます。1級河川のBODの測定結果につきましては、毎年、国土交通省が公表しておりまして、そのデータをもとに全国水質ワーストランキングを埼玉県が独自に集計しております。平成26年のBODは中川が平成25年の3.8mg/ℓ から2.6mg/ℓ に、綾瀬川が平成25年の3.8mg/ℓ から2.5mg/ℓ からへと水質が3割改善し、ワースト1位を脱却したところでございます。中川と綾瀬川の水質は、いずれのBODもアユがすすめるとされております3.0mg/ℓ を下回るというところまで改善してきております。中川、綾瀬川は生活系汚濁負荷の割合が全国平均よりも高く、生活排水がBOD上昇の主な原因となっております。合併処理浄化槽への転換、公共下水道の整備などの生活排水対策が効果をあらわしてきたところですので、今後ともこれを引き続き継続してまいります。

次に、同じページの3、化学物質対策の推進を御覧いただきたいと存じます。

計画策定時より改善していない指標の2つ目は、石綿使用建築物の届出解体工事における作業基準違反件数でございます。石綿使用建築物を解体する場合には、石綿が飛散しないようにするための作業基準が大気汚染防止法等で定められております。その作業基準違反の件数ゼロを目指すことで、石綿使用建築物の解体作業中における石綿の飛散防止を図るものでございます。平成26年度は3件の作業基準違反がございました。内容は、隔離養生前に解体工事を開始したものが2件、養生が不十分であったものが1件となっております。いずれの違反に対しましてもしっかりと指導を行ってまいります。現在、作業届があった解体現場全てに対して立入検査を行っておりますが、引き続き関係機関と連携いたしまして解体事業者を対象とした説明会を実施するなど、石綿飛散防止対策の徹底を図ってまいります。

最後に、1枚おめくりいただきまして、2ページ目の6、資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進を御覧いただきたいと存じます。その中の上から3番目の産業廃棄物の最終処分率が計画策定時より改善していない指標の3つ目でございます。この指標は、産業廃棄物の搬出量に対する埋立処分の

割合でございます。産業廃棄物の再生利用等の推進を図ることで、平成28年度に1.3%に減らすことを目指すものでございます。平成25年度の数値が1.7%と高くなっておりませんが、これは福島第一原子力発電所の事故に由来する放射能の影響によりまして、主に浄水場で排出されました汚泥が再生利用されずに最終処分されたものが影響しております。今後は、汚泥の再生利用が回復するものと予測しております。

環境基本計画の進捗状況の概略につきましては以上でございます。

なお、この環境基本計画の進捗状況につきましては、本日の環境審議会に御報告をさせていただきますとともに、12月定例県議会に年次報告書として提出、報告させていただいております。また、その後、県のホームページにも掲載させていただき、県民の方への周知を図らせていただいているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○吉田会長 ありがとうございます。

今御説明をいただいたのは、現行の環境基本計画の進捗状況についてというものでございますが、あわせて資料の1-1、1-2では環境基本計画の概要についても御説明をいただいたわけでございます。

今御説明いただいた現在の基本計画の進捗状況について、御意見あるいは御質問ございますでしょうか。

では、私1つ質問させていただきたいんですが、今進捗状況を御説明いただいた中の1の環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくりの3、化学物質対策の推進のところではリスクコミュニケーションの実施数というのがございますね、目標として、目標が200で現在171というのがございますが、リスクコミュニケーションの実施数、つまり対象とされている事業者というのはどういう定義なんですか、どういう事業所が対象になり、どのくらい全体としては母数はどのくらいあるんでございましょうか。

大気課長、お願いします。

○水井大気環境課長 大気環境課長の水井でございます。

P R T R法、それから生活環境保全条例で取扱量を報告していただいている事業者を対象とさせていただいています。その中で、特に取扱量が多いところを中心に、リスクミをしていただくということで、これまで進めてきております。

○吉田会長 そうですか、わかりました。

基本計画の中にですね、今御説明をいただいたP R T R法及び条例の対象事業所であるというのは、どこに記載されていますか。

さっき、本文の16ページにはその化学物質対策の推進の記述がございますね。それから、参考資料の59ページに指標、目標の選定理由というのが書いてありますね。その中で……

○水井大気環境課長 16ページのところでございますと、リスクコミュニケーションの支援というところですが、ここでは直接法律のことで条例の対象という形では記載してございません。その上に、実際にやっている対策として法に基づくものと条例に基づくもので、排出量と取扱量を把握している

ことを説明させていただいています。全体の数につきましては、法律と条例を合わせますとおよそ1,600事業所が対象となります。

○吉田会長 わかりました。

参考資料の59ページの右上、目標値の根拠のところに書いてあるんですね。多量排出事業者、年間排出量、届け出排出量の50トン以上が新規に実施する数に加えて、これまでに実施した事業者が継続して実施することの……

○水井大気環境課長 できるだけ取扱量の多いところを対象としていくという方針でございます。

○吉田会長 わかりました。

皆様方、いかがでございましょうか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 本年8月14日付け埼玉新聞の中に、アユのすめる県内河川の割合が84%という報道がありました。河川の汚染度の結果だけ見るとでワースト5ということになり、なかなかもともと汚れた河川ですから、この指標が上がっていきません。以前の本審議会でも議論が出たと思いますが、具体的に測定の地点を見て、その中でどれくらいが改善したとか、細かく見ていくと、改善の実態が明らかになってくると思います。今回この84%になった地点について、もう少し詳細に御説明いただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

○葛西水環境課長 水環境課長でございます。

そうですね、なかなか場所というんでしょうか、押さえてはいないんですけども、特に場所、県の上流域は割りときれいなところが多いんですけども、河川の関係でいきますと中流域の部分に比較的3を超えるとところが多いような状況になっております。先ほど申し上げましたとおり、綾瀬川、中川のほうについては国の直轄機関が割と下流域なんですけれども、こちらについては既に3を切るような状況というような形になっております。

○鈴木委員 埼玉新聞によりますと、5年計画で目標を90%とし、県内44河川、94地点でこれを調査した結果、79地点でBODが3ミリグラム以下となり、84%がアユのすめる河川の割合になっていると、こういう報道がありました。そのあたりの御説明がより詳しくいただければと思った次第です。いずれにしても、この埼玉県環境基本計画の今日の中間の御説明ですが、埼玉県として非常に不名誉な汚れた河川がある中で、生活排水対策等大変に御努力されていると、このように私も感じているところです。

以上です。

○吉田会長 ありがとうございます。

なかなか日本の水環境行政、昭和で申し上げると昭和50年代の末あたり、後半あたりから非常にかまびすしい問題になり、湖沼対策の特別措置法もできて、水質汚濁防止法も漸次強化改定をされてまいっております。恐らく、県の中での条例でも対策が重点的に行われてきたんだと思いますが、いわば今残っている、まだ汚れているところというのは乾いたぞうきを絞るようなところ、非常に難しいところという表現が合っているんじゃないかと思います。そういう意味で、今鈴木委員から御指摘をいただいた県の御努力というのは、そういう中で御努力がなされて改善効果が見えるという意味に

において、貴重な指摘事項ではないかと思っております。

恐らく、全国ワースト5という非常にチャレンジングな指標も設けておられますが、綾瀬川、中川はいまだにワースト5でありますけれども、恐らく水質そのものは悪化していないだろうと、あるいは改善をしているだろうと思っておりますが、その辺、水環境課長、いかがでございましょうか。

○葛西水環境課長 先ほども環境政策課長の説明もございましたけれども、平成25年度は中川、綾瀬川ともにBODが3.8という値でワーストの1、2位だったものが26年は中川が2.6、綾瀬川が2.5ということでワーストからいくと、それでもまだ2位と4位なんですけれども、非常に大きく改善しております。繰り返しになりますけれども、もう既に3ミリグラムという1つの我々、別な意味で指標、数値も切っております。あと、あわせて非常に他の河川の水質もよくなっておるんですけれども、今大体ワースト5が2.4から2.7の中にだんごになっているという状況です。さらにいろいろ対策を進めていって、このだんごから一歩でも踏み出れば逆にワースト5から脱却ができるということになりますので、対策を進めていきたいと考えております。

○吉田会長 ありがとうございます。

部長、どうぞ。

○半田環境部長 以前、水環境課長やっていたものですから。

実は、全国のワースト5河川というのは、実は過去10年間ずっと河川が変わっておりません。中川、綾瀬川、それと関東地方では神奈川の鶴見川、この3つがまずワースト5に過去10年、ずっと入っております。それと、関西地方の大和川、猪名川、これが入っております、この5つの河川、順位は10年間で変動あるんですけれども、10年間全てこの5つの河川がワースト5を占めておりまして、先ほどありましたように平成24年度まで、この5つのうちの中川、綾瀬川につきましてはちょっと残りの3つと離れて、水質的にはちょっと悪い位置に位置しておりました。これが25年度につきましては、中川、綾瀬川の水質が3割くらい改善された。その理由は、下水道の普及とか合併処理浄化槽の普及等によって、生活排水対策が進んできたということと、あとは雨の影響、もともと中川、綾瀬川につきましては水源を持たない、山を後背地に持っていない河川なものですから、残りの3つにつきましては全て山もしくは丘陵から流れてくるということで水源があるんですけれども、この2つの河川は水源がないものですから、雨の影響を相当受けるというような河川形態になっておりますけれども、雨の影響とか生活排水の対策によりまして、この2つは相当水質がよくなりまして、今だんごの状態に課長が言いましたようになってきましたので、さらに頑張ってくださいね、何とかワースト5河川を脱却をしていきたいというふうに考えております。

○小堀委員 今、BODの話で、ワースト5が問題になっていますが、この一番大きな原因、下がらない原因の一つはこのBODという指標自身が本当のBODに合っていないのが大きな原因、特に都市河川、私は鶴見川のBODを調査したことがあるんですが、本来のBODとは有機物汚染に基づく有機物を分解して消費させる酸素量のことなんです。でも、実際には下水の処理場があつたりして出てくるアンモニアを硝化する、これはカーボンペーストでない、硝酸を処理するときに必要な酸素量が今雑多にしている、ですから下水処理場があつたりすると、かえってBODは高くなるという、この指標自身が問題で、それで都市河川が実際には有機物汚濁は進んでいるんですけれども、正しい

カーボンベアストBODというのを採用していないために、見かけ上落ちないということがあります。

ですから、これ今、これも国の指標なんですが、もう国の指標が実は現実に非常に合わなくなっていて、その一番の影響を受けるのが都市河川なんです。下水の処理場が進むほど、これは値は高くなってきます。そういう意味で、これ指標としてBODを使うこと自身に問題があると私自身は思っています。諸外国では、もうこのBODを使っていない国たくさんあります。使うなら、C-BODを今後指標にしていくべきだというふうに私は考えています。

○吉田会長 ありがとうございます。

○半田環境部長 なかなかトータルBODで判断しろというふうに規定されているものですから。

○吉田会長 全国的に長年やってきた指標でもありますし、連続性ということも非常に大事なものですから、簡単には変えるわけにはいきませんが、並行して例えばトータルカーボンをはかってみるとか、並行測定をして本当の意味での実感としての水質汚濁の変化傾向をつかむという努力もあり得るのではないかと思います。

○半田環境部長 それは、特に中川につきましては、県の大型の下水処理場からの排水が相当影響を与えておりますので、それらの分析も含めてやってはおります。

○吉田会長 そうですか。BODだけ言われると、CODもいろいろ議論がございましてですね、測定というのは環境保全のベースではあるんですけども、なかなか難しい問題を抱えております。ありがとうございます。

大分時間もたってまいりましたので、こちら辺でそろそろ議論を切り上げたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、今御説明いただきましたこの基本計画の進捗状況踏まえて、その次の議決事項について県側から御説明を再度いただきたいと思っております。

○山野環境政策課長 では、引き続きまして議決事項1、環境審議会部会の設置案について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料の議決事項1を御覧いただきたいと存じます。

1の環境基本計画小委員会の設置でございます。現在の環境基本計画は平成24年7月に策定し、5年を目途に見直すこととしております。ここで、机上配付させていただきました埼玉県環境審議会規則を御覧いただきたいと存じます。ちょっと細かい文字で書いてあります規則でございます。この第8条第1項に基づきまして、特定事項を調査、審議するために必要があるときは部会を設置することができる規定されてございます。そこで、環境基本計画の見直しを行うために、環境基本計画の小委員会を設置しようとするものでございます。

それでは、資料の議決事項1にお戻りいただきまして、2の特別に審議する事項、特定事項でございますが、小委員会におきましては特に環境基本計画の見直しに関し調査、審議し、その結果を本審議会に報告していただくこととなります。3の任期でございますが、今期、第11期の環境審議会委員の皆様の任期に合わせまして、平成28年7月31日までとさせていただきます。また、4の人数につきましては、これまでと同様に10名以内としてまいりたいと考えております。

なお、この小委員会の委員の選任につきましては、先ほどの審議会規則第8条第2項によりまして、

会長が指名することとされております。原則として、本審議会委員の中から指名をさせていただき、その他必要な分野がございました場合には、その分野に関する学識経験者の方の中から特別委員を選任させていただき、指名して進めることとしております。選任の結果につきましては、後日、委員の皆様方にお知らせしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、小委員会で調査、審議をしていただく環境基本計画の策定につきまして御説明をさせていただきます。

1枚めくっていただき、資料1-1を御覧いただきたいと存じます。

環境基本計画の委員についてでございますが、先ほど環境基本計画の概要で御説明を申し上げたとおりでございます。

2の改定の趣旨でございますが、環境基本計画の見直しは社会経済や環境の状況の変化に対応するために行っているものでございます。今回は、今年度から現計画の5年目に当たる平成28年度までの、今年度から平成28年度までの2か年で環境基本計画、環境基本条例の基本理念のほか、人口減少やエネルギー問題への対応など、本項に記載しております(1)から(3)の視点で検討を進める予定でございます。

3の改定スケジュールでございます。本審議会で御議決をいただきましたならば、その後、小委員会が設置されます。本年11月頃から来年の7月まで小委員会で御議論をいただき、その議論を踏まえながら計画の策定作業を進めてまいります。その後、県民コメントを経た後に、本審議会に諮問させていただきます。御答申をいただきましたならば、その計画案をまとめまして、平成29年2月定例県議会に御提案申し上げ、平成28年度中の策定を目指してまいりたいと考えております。

以上で御説明を終わらせていただきます。

○吉田会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。これまでも、この部会を設けて審議をしてきた経緯もございますし、今回もやっぱりインテンシブに集中的に御議論いただくために部会は必要かと思いますが、いかがでしょうか。

武内委員、どうぞ。

○武内委員 部会を開く、当然いいと思うんですが、ちょっと中身の話で、先ほど質問すればよかったんですが、これ見直しというのは例えばこの施策指標の平成28年度が、これが33年度目標とか、そういうイメージなんですか。ちょっとその見直しの範囲というか、その辺がちょっと御説明いただければと。

○山野環境政策課長 基本的には施策指標の継続性というものもございまして、現在の施策指標を基本としつつ、新たな社会環境の変化から加えるべきもの、あるいは削除すべきものがあれば、この中で小委員会のほうで御議論をいただいて、変更することももちろんあり得るということでございます。

○武内委員 目標年度が33年度になるということなんですか。

○山野環境政策課長 33年度です。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

ちょっと形式的な問題なんですけれども、部会の設置についてというのと小委員会を設置するというのとは、これはどういうふうな関係性にしているんですか。

○山野環境政策課長 規則上は部会ということでございますが、その部会の名称が、ちょっとわかりにくいですが、前回もこのような形で小委員会という形でさせていただいておりますので、今回もそれを踏襲させていただいたというところでございます。

○吉田会長 そういうことですか。

そのほかございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、部会の設置についてお認めをいただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、満場一致で部会の設置についてご了承をいただいたということで、2番目の議題も終わりました。3番目の経過報告は、先ほど先行していただきましたので、本日予定をしておりました議事はこれで終了でございますが、そのほか事務局からその他お諮りをするべきことございますか。

○司会（森田） 特にございません。

○吉田会長 ありませんか。はい、わかりました。

それでは、本日の審議会の議題は終了をさせていただきます。

最後に、委員の皆様から何か、この機会でございますので、当審議会の運営あるいは県政、県の環境行政について、御意見、御発言ございましたら、お願いをいたします。

○小口委員 先ほどの議論ですけれども、ワースト5の河川、前の審議会で申し上げたかもしれませんが、ワースト5という表現を変えれば、もう少しいい指標になるかなと思います。努力しているから数値（測定値）で出ている、その数値を含めてこの後の計画というものの変更も考慮していただけるといいなと思った次第でございます。そのほうが、県が頑張っていることが皆様に伝わると思うし、多分そのような観点からの計画として表現をちょっと変えるだけで、大分いい方向に、また前向きにできると思います。

○吉田会長 ありがとうございます。

先ほど鈴木委員からも御発言ありましたように、環境の状況进行评估するというのは実は今日の時代になってみるとですね、昔導入した物の考え方が必ずしも妥当ではない、あるいは説明し尽くされていないといえますか、言葉が足りない部分がありますですね。ですから、その辺を今回の基本計画の見直しに当たっては、できるだけ何と申しますか、ビビッドにありありと、新鮮に県民の方々に環境の状況及びその変化が理解してもらえるようにですね、適切な指標なり、あるいはその根拠というものをつくって、総合的に浮き彫りになるように工夫をしていくべきではないかと私も思います。お二人のご発言も、そういう趣旨だと思います。

ただ、環境の指標づくりというのは一方で、これまで使われてきたものをいきなり変えるとですね、連続性がなくなったり、あるいはためにする議論として見られなくないものを隠しているんじゃない

かという疑問が沸くかもしれません。県民の間に起こるかもしれません。その辺は十分に気をつけて、むしろより掘り込んで、より幅広く評価ができるような体制にしていくということであって、決して隠しだてをしたり、部分的に絞ってしまったりということにならないようには注意していただきたいと思います。その辺も含めて、きょうお認めをいただきました部会で十分ご審議をいただければと思っております。よろしゅうございましょうか。

そのほか、御発言ございますか。

○小野委員 1つだけ。先ほどの河川の話がたくさん出ていまして、小堀先生もおっしゃっているように窒素源がBOD源になっている部分があります。これ下水道局とのタイアップなしには全くできないので、下水道局自体が3次処理に移行できない、まだできていない状態です。小委員会をつくれるのであるならば、オブザーバーとして下水道局を入れないと、絵に描いたもちになってしまうので、営利団体である下水道局の現在の立ち位置をわきまえて、県としてどの辺までサジェスションもしくは導けるかという意向がないと、BOD云々ではなくて河川水自体がやっぱりきれいになっていかないと思います。下水道局とのタイアップも加味していただきたいと思っています。

○吉田会長 ありがとうございます。

○半田環境部長 下水道局につきましては、オリンピックというのが1つの誘引にはなっているんですけども、1つの下水処理施設を高度処理をするには、約100億とか200億とかという改造費がかかると、その費用は出せませんので、なかなか。そうではなくて、既存の施設の最大限の活用によって、運転方法を多少変えることによって、高度処理、窒素とリンの除去がある程度可能だというような運転方法も一昨年度からですね、下水道局のほうでは実際のプラントを使ってやっております。結果も、それなりの結果が出てきております。こういう、それほどお金をかけなくても、運転管理の中で下げられるという方法がほぼ確立されつつありますので、この方法を全ての下水処理場に展開することによって、相当水質の改善は図られてくるのかなということで、下水道局も我々と方向性は同じにしてやっておりますので、御報告させていただきます。

○吉田会長 県内の下水道部局もさることながら、きょうも国土交通省の関東地方整備局からも御参加いただいておりますので、ぜひ国土交通省の所管する1級河川、直轄区域の行政も含めてですね、これからの実効ある計画づくりを進めていくべきだと思いますが、その辺も最後に非常に重要なお話が出まして、要望として申し上げて部会に委ねたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田会長 時間になって、もう過ぎましたが、もうこれで閉めてよろしゅうございましょうか。どうもご協力ありがとうございます。

では、マイクをお返しします。

○司会（森田） 吉田会長、ありがとうございます。

次回の審議会についてでございますが、既にご案内をさせていただいております。9月の14日月曜日でございます。時間のほうが、本日は14時でございましたが、次回につきましては13時30分からでございます。会場は同じこの場所でございますので、出欠につきましては今月31日までに回答をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、27年度第1回環境審議会を閉会させていただきます。  
本日は、ありがとうございました。

午後3時33分閉会